

改正案	現行
<p>（納税管理人に係る不申告に関する過料）</p> <p>第二十条 前条第二項の認定を受けていない特別徴収義務者等（同条第三項の規定により認定を取り消された者を含む。）が同条第一項の規定により申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告しなかった場合においては、十万円以下の過料を科する。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>（納税管理人に係る不申告に関する過料）</p> <p>第二十条 前条第二項の認定を受けていない特別徴収義務者等（同条第三項の規定により認定を取り消された者を含む。）が同条第一項の規定により申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。</p> <p>2及び3 略</p>